

(参考様式3)

会 議 録 (要約)

会議の名称	第17期第3回東村山市立公民館運営審議会				
開催日時	平成25年5月20日(月) 18時～20時				
開催場所	中央公民館 第3集会室				
出席者 及び欠席者	●出席者： (委員) 芦沢・本保・縣・遠藤・滝川・永吉・倉田・村上・小松・辻 各委員 (市事務局) 内野公民館長・湯浅崎館長補佐・前田事業係長・小山萩山公民館長・田中秋津公民館長・川嶋富士見公民館長・時岡廻田公民館長・門脇主任				
傍聴の可否	傍聴可能	傍聴不可の場合はその理由		傍聴者数	0名
会議次第	1 あいさつ 2 報告事項 (1) 人事異動について (2) 24年度都公連委員部会第3回研修会(2/17)について (3) 25年度都公連定期総会(4/24)について (4) 25年度公民館運営方針について (5) 24年度事業報告、25年度事業予定について (6) 事務分掌、25年度予算について (7) 公民館に関する市民アンケートの結果報告 3 審議事項 (1) 東村山市立公民館の良い点について (2) 公民館使用料の見直しについて (3) 公民館施設(展示室、保育室、和室等)の利用形態について (4) 第17期の検討課題について 4 その他 (1) 第54回関東甲信越静公民館研究大会について (2) 次回日程				

会 議 経 過 (要約)

1 あいさつ

- ・倉田会長、内野公民館長より。

2 報告事項

(1) 人事異動について

- ・内野館長が公民館内の人事異動について説明
(資料7内の職員名簿は個人情報を含むため、非公開)

(2) 24年度都公連委員部会第3回研修会(2/17)について

- ・資料1参照

(3) 25年度都公連定期総会(4/24)について(資料2・資料3参照)

- ・平成27年度に東村山市が東京都公民館連絡協議会長市となる上、東京都が関東甲信越静公民館研究大会の開催地となる。
- ・前回会長市である小金井市が東京都に都公連への関与を要望したところ、任意的団体と見なされた。
- ・全国公民館連合会から補助金は出ているが、東京都からは出していない。今後、補助金が出るように投げかけていくべきである(埼玉県では、全国公民館連合会からの申し出で、県からの補助金が出たという事例がある)。

(4) 25年度公民館運営方針について(資料6参照)

- ・なかなか実現しなかった利用者懇談会を開催することは、特筆すべきことである。
- ・市民アンケートの結果では、公民館利用者は概ね現在の運営形態に沿う意見が多数であったが、公民館を利用しない市民からは、もっと利用しやすい施設にすべきとの意見が出ている。そういった点を教育委員会として反映し、さらに愛される公民館にしていく。
- ・萩山公民館での土曜寄席は、開催した部屋が狭かったこともあり、嚙家との距離がかなり近かった。こういった弱点を逆手に取ったことを売りに事業を進めていくと良い。

(5) 24年度事業報告、25年度事業予定について(資料5・資料8参照)

- ・資料5・資料8参照のこと。

(6) 事務分掌、25年度予算について(資料7・資料9参照)

- ・車両管理経費が突出しているのは、老朽化した萩山公民館の自動車を買替えるため。
- ・公民館施設使用料は特定財源として管理経費として充当されている。また、印刷使用料も運営経費の特定財源として充当されている。

(7) 公民館に関する市民アンケートの結果報告(資料11参照)

- ・アンケート結果を事務局が更にまとめることとする(同様の内容があるため)。

3 審議事項

(1) 東村山市立公民館の良い点について

- ・10分前に開館するようにしたことは利用客にとっては利点である。
- ・公民館職員に若手が多いことはメリットである。
- ・都公連の参加市間では、それぞれの市の事情があるため、有料の是非について議論するのはやめようと決め合っている。
- ・東京都教育委員会の講師が来た際に「都としてはこういった対応を指向するのか」と質問したところ、「各市に一任する。どっちとも言えない」とノーコメントであった。

※次回検討とする。

(2) 公民館使用料の見直しについて

- ・平成21年7月に使用料を一律3割減額したが、利用率については特に変化は見られない。
 - ・登録利用団体は有料化前よりは微減したが、利用率は変わらない。
 - ・減額したにも関わらず、利用率が変化しないことを鑑み、使用料だけではなく施設面(耐震化・修繕等)についても考慮する必要がある。
 - ・使用料を改定するのであれば、利用者にサービス維持・向上のために必要な措置であることを理解してもらうことが必要である。
 - ・平成18年から有料化したのであれば、それ以前の無料化との利用率の検証をするべきである。公民館を有効に活用する、利用率を高めることが市民にとって望まれることである
- (有料化直後は2割から3割程度利用率が低下したが、その後は同様の利用率で推移しているため、利用率が上昇しないのは、料金設定の問題だけではないと思われる)。

- ・とある区の施設では、月額で利用できるものがある。使用料の徴収方法についても考えてみても良いのではないか。
- ・高齢者や障害者に対して使用料の免除をしてみてもどうか。また、人件費の費用対効果に疑問を感じる。

※教育委員会として協議の上で、使用料審議会に諮っていただきたい。

(3) 公民館施設（展示室、保育室、和室等）の利用形態について

- ・展示室について、展示以外の用途で使いたいという利用者の声がある。ミニコンサートやダンス、子どもたちの居場所作り等、使用方法を柔軟にすることで利用率の向上を見込めるのではないか。また、同様に保育室、和室についても使用方法の拡充を図りたい。
- ・展示室で美大生の作品の展示を行ったり（美大生は発表の場が少ないため、作品の発表をしたくて仕方がない）、保育（待機児童）や保健士との連携を行ったりしてはどうか。
- ・男性の料理教室や国際交流など、時代に即した新たな事業も考えられる。窓口業務等に人件費を割くより、こういったことに注力すべきである。

※公民館側で「こういった使用方法がある」といったものがあれば、公運審に提示していただきたい。

(4) 第17期の検討課題について

※次回検討とする。

4 その他

(1) 第54回関東甲信越静公民館研究大会について

- ・資料10参照のこと。

(2) 次回日程

- ・平成25年9月9日 18時より 中央公民館第3集会室にて。

問 合 わ せ 先	教育部公民館庶務係 担当者名 湯浅崎・門脇 電 話 番 号 042-395-7511 ファクス番号 042-395-7515
-----------	---